

アルコア・ハウメットキャスティング供給者向け情報

2005年9月15日改訂

I.適用範囲

ここに含まれる情報は汎用的なものであり特殊な工程、サービス、製品、材料をハウメットキャスティングの事業拠点(ハウメット・ジャパン㈱)に提供するすべての組織に適用できることを意図している。ハウメット・ジャパン㈱の資格認定および承認を必要とするすべての特殊な工程、サービス、製品、および材料は 要承認プロセス・製品・材料目録 に列挙されている。この目録はハウメットキャスティングのウェブサイト http://www.alcoa.com/howmet/en/info_page/supplier_mgt.asp でも閲覧することができる。これらの特殊工程、製品、材料およびサービスについて資格認定され承認された供給者はハウメット・ジャパン㈱の承認済み供給者、製品、およびサービスとして登録される。ハウメット・ジャパン㈱の事業拠点と取引を行なう供給者はハウメット・ジャパン㈱の規定SCM501「供給者品質マネジメントシステム要求事項」に従い、文書化された有効な品質マネジメントシステムを構築し維持管理しなければならない。ハウメット・ジャパン㈱は、品質マネジメントシステムの文書化のレベルについて決定する権利を有する。規定SCM501はハウメットキャスティングのウェブサイト http://www.alcoa.com/howmet/en/info_page/scm_documents.asp で閲覧ことができ、またここからダウンロードすることができる。すべての規定に関する適用と解釈はハウメット・ジャパン㈱の判断により決定される。

II.一般情報

A.アクセス権

1. ハウメット・ジャパン㈱、その顧客および規制当局は、ITAR (国際取引規則) およびEAR (輸出管理規則) のライセンス要件に関わらず、委託した業務および材料の品質を確認、検証するために、委託した業務の範囲内で、契約に関わるすべての施設およびすべての品質記録にアクセスする権利が与えられること。ただし、供給者はこの検証結果を下請業者による効果的な品質管理の証拠として用いてはならない。また、ハウメットまたはその顧客によるその後の受入れ拒否を排除するものではない。この定期審査は受入可能な製品および / またはサービスを提供するという供給者またはその下層業者の責任を免除するものではない。

B.供給者パフォーマンス

1. 特殊工程、サービス、製品、材料をハウメット・ジャパン㈱の事業拠点に提供するすべての組織は、一貫して許容できる品質、引渡し、およびサービスパフォーマンスレベルを維持するよう求められる。指定された品質上または技術的、あるいはその両方の要求事項を満たし、および / または維持管理する上で、パフォーマンスまたは生産能力、あるいはその両方が不十分であると判断される場合、ハウメット・ジャパン㈱は、その判断により、供給者の承認を取り消

し、取引を終了することができる。

C.プロセス、製品 / 材料、または供給元の変更

1. 適用される場合、および / または契約の規定にしたがって、サンプル / 試作品を合格と判断した後、組織は、ハウメット・ ジャパン(株)の調達担当拠点の事前の正式な通知および承認なしに、製造工程への重大な変更をしてはならない。また製品や材料を置き換えたり、あるいは供給元 / 場所を変更したりしてはならない。

D.調達管理

- 1.ハウメット・ ジャパン(株)事業拠点の下請業者は、調達を担当するハウメット・ ジャパン(株)事業拠点からの事前の認可ならびに書面による承諾を得ずに特殊加工サービスを社外に業務委託してはならない。

下請業者は下層の下請業者が特殊工程、サービス、製品または材料に関して、適用できる場合、ハウメット・ ジャパン(株)の承認済み供給者・ 製品・ サービス登録簿に登録されることを確実にする責任を有する。ハウメット・ ジャパン(株)のオーダーによりハウメットの顧客に資格認定および承認される、またはNadcapの認定を受けることが契約で定められている場合、その下請業者およびその下層の業者は、適用できる場合、契約期間中ハウメットの顧客の承認を受けている状態であること、およびNadcapの認定が維持されていることを確認する責任を有する。承認された供給元であるかどうかの質問はハウメット・ ジャパン(株)の調達担当拠点調達責任者宛に行なうこと。ハウメット・ ジャパン(株)の事業拠点調達責任者のリストは以下の同社ウェブサイトで見ることができる。

http://www.alcoa.com/howmet/en/about/procurement/procurement_contacts.asp

ハウメットの承認済み供給者・ 製品・ サービス登録簿に登録されても、その加工業者 / 供給者によるパフォーマンスが満足できるものであることを保証するのではなく、ハウメット・ ジャパン(株)事業拠点のオーダーにおける契約要件に準拠して適切な製品および / または材料を引き渡すという義務から下請業者を解放するものではない。すべての製品および / または材料はハウメット・ ジャパン(株)による無作為の検査および / または試験の対象となる。

E. ハウメット・ ジャパン(株)が提供した技術文書および製品の形態管理

1. 契約で規定された技術データは電子的なものを含め、ITAR (国際輸送規則) またはEAR (輸出管理規則) の規制対象となることがある。ここには外国籍従業員、派遣社員またはコンサルタントに対する輸出ライセンス要件に関する事項を含む。ハウメット・ ジャパン(株)の供給者として、組織は必要なすべてのITARおよび / またはEARの輸出承認を取得し、すべての規定要求事項の順守状態を維持管理する責任を負う。

質問あるいは支援を必要とする場合は、地域のハウメット・ ジャパン(株)調達担当に連絡すること。ハウメット・ ジャパン(株)事業拠点調達責任者のリストは弊社ウェブサイト

http://www.alcoa.com/howmet/en/about/procurement/procurement_contacts.asp にお

いて閲覧することができる。

2. オーダーに伴ってハウメット・ジャパン㈱が提供したすべてのハウメットの顧客文書、および / または技術データは、電子的なものも含め、オーダーの完了または解除時に、または購買担当者の判断によって、ハウメット・ジャパン㈱の調達担当拠点に返却すること。
3. 組織は最新版の図面、標準、仕様、計画および変更をすべて適宜見直し、組み込み、維持管理する責任を有する。ハウメット・ジャパン㈱の注文書に規定された技術仕様書の適切な版を、その仕様書が登録されている「目次」の「発行」日から30日以内に組みこまなければならない。仕様書の内容を組み込んだ後、およびハウメット・ジャパン㈱と供給者が相互に合意した有効日以降、ハウメット・ジャパン㈱の調達担当拠点に到着したすべての製品および材料は適切な版の仕様書に準拠して管理されなければならない。組織は、すべての製品および / または材料が適切に管理され、ハウメット・ジャパン㈱の注文書に規定された適用される技術仕様書の最新版、または関連する「目次」に明示された最新版に適合していることを確実にすること。この「目次」はハウメットキャスティングのウェブサイトで見ることができる。

http://www.alcoa.com/howmet/en/info_page/procurement_specs.asp

注文書で指示された技術仕様書に版の記載がない場合、その仕様書の最新版を適切な技術仕様書の目次で確認すること。ハウメット・ジャパン㈱の調達担当拠点が正式に承認しない限り、G項の不適合の管理項目にしたがって、不適切な製品および材料はただちに受入拒否および返品の対象となる。

F. 異物管理と検知

1. ハウメット・ジャパン㈱の鑄造部品の一次および / または二次加工を行なう加工業者およびサービス業者は異物混入（例えば次のような残渣など、ただしこれに限定しない：加工時のチップ、粉塵、プラスチック材、ショット、溶接時およびろう付け時のスパッタ、塗料、マスク材、冷却材など）の恐れがあるすべての空洞に異物が混入するのを確実に防ぐためにあらゆる対策を講じること。すべての鑄造部品をハウメット・ジャパン㈱に返却する前に、その加工業者またはサービス業者は異物や加工時の液剤が残っていないことを確認すること。

G. 不適合品の管理

1. 供給者は規定要求事項に適合しない製品または材料の意図されない使用または据付を確実に防止すること。これにはハウメット・ジャパン㈱が返却した不適合品および / または不適合材料を含むこと。ハウメット・ジャパン㈱の調達担当拠点から最終的処遇が付与される時点までの識別、文書化、評価、隔離についての管理レベルが規定されること。
2. ハウメット・ジャパン㈱との契約において規定された要求事項に適合しない製品については手直しす

ることができる。不適合製品または材料については、ハウメット・ジャパン(株)が事前に正式な承認を付与しない限り、出荷してはならず、また代替応用のために再格付け、ならびに修理してはならない。ハウメット・ジャパン(株)購買担当拠点の調達責任者に供給者不具合処置報告書 (SDAR) を提出することによって、製品および / または材料の適合性の再確認を行なうことができる。ハウメット本部(ミシガン州ホワイトホール) を除く事業拠点と取引を行なうすべての供給者は、規定SCM505に従ってSDARを提出しなければならない。ハウメット本部と取引を行なう供給者は規定SCM508にしたがってSDARを提出すること。SDARの作成および提出に関するガイドラインは規定SCM505とSCM508の中に記載されている。これらの文書の写しはハウメットキャスティングのウェブサイトで閲覧およびここからダウンロードすることができる。

http://www.alcoa.com/howmet/en/info_page/scm_documents.asp.

3. 関連する出荷ごとに、ハウメットが承認 / 署名したSDARの写しを添付しなければならない。SDARの番号および数量を各出荷用インボイスに記入しなければならない。

H. 製品 / 材料の不適合の回避に関するハウメット・ジャパン(株)への通知

1. 供給者は、意図的または非意図的に不適合品がハウメット・ジャパン(株)の事業拠点または注文書で指定された他の指定先に出荷されたと疑われる場合、迅速にその適切なハウメット・ジャパン(株)の事業拠点に通知すること。(非意図的とは、業務または品質システムの脆弱性に起因するものと定義される。意図的とは、顧客の要求事項を満たしていない製品、工程、またはシステムについて二人以上の従業員が把握しており、不適合品が発生したことを知りながらなんら正式な是正処置を取らなかった場合をいう。)
2. 情報公開、調査、報告プロセス
 - a) 不適合の内容を把握するために調査する
 - b) 問題の程度と影響を確認する
 - c) 類似製品において関連する問題があるかどうかを確かめる

- d) 必要な応急処置を決定し、抑制策を立て、早急かつ簡潔に対応する。
- e) 最大限の情報とともに、ただちに関連するハウメット・ジャパン㈱事業拠点の品質保証部長に通知する。
- f) 根本的原因を特定するために調査する
- g) 必要な是正処置の程度を決定する（製品<プロセス<システム）
- h) 是正処置がその根本的原因を除去したことを確認する
- i) 項目a~hを含み情報公開報告書を提出する
確立されたSDARシステムを通じてハウメット・ジャパン㈱の調達担当拠点に提出し承認された不適合製品または材料はこの要求事項から除外される。

I.変更の通知

ハウメット・ジャパン㈱の事業拠点の業務能力に影響を及ぼす変更がある場合、供給者は、調達担当拠点の調達責任者にその変更を通知すること。例えば、経営体制の変更または組織の再編、商号、所在地または所有者の変更、加工能力、その他通常の事業活動を遂行するための相互能力を妨害する恐れのある変更など。ハウメット事業拠点調達責任者のリストは弊社ウェブサイトで閲覧することができる。

http://www.alcoa.com/howmet/en/about/procurement/procurement_contacts.asp